

令和7年度 第1回会津若松市健康づくり推進協議会 会議録

- 1 日 時 令和7年4月25日（金）13：00～14：00
- 2 場 所 会津若松市生涯学習総合センター「會津稽古堂」研修室5・研修室6
- 3 出席者 委員13名（委員19名のうち6名欠席）
事務局：健康福祉部長、副部長、副部長兼健康増進課長、
健康増進課職員4名

4 会 議

(1)会長あいさつ（矢吹会長）

「健康寿命」とは、平均寿命において元気な時期を指す。人生の最期の時期、女性であれば約10年間、男性は約8～9年間は、苦難の時期を過ごさなければならない。この状況をフレールや要介護などと言うが、そうならないように、医師会は「禁煙」に、市は「減塩」に取り組んでいる。先日、「健康寿命を延ばす」ことにぜひ努めていただきたいとの振興局長発言があり、県の方針にも「健康寿命」が含まれていると感じた。医師会においても、病気から見た「健康寿命」について提案するなど、市とのタイアップ等で市民に還元していきたい。また、会津地域一円が食育の先進地域になるよう協力していきたい。

(2)議事（矢吹会長を議長として進行）

①第3次食育推進計画の策定について

・事務局（副部長兼健康増進課長）より資料説明を行い、質疑応答を行った。

【質疑応答】

各種団体 ①食の循環とはどういうものか

委員 ②食のアンケートについて、昨年実施分と比較して違いはあるのか。傾向を把握したうえで確認したい内容があったのか。

事務局 ①「食べる」「調理する」だけでなく、食物を「作る」→「購入する」→「調理する」→「食べる」→「廃棄する」というサイクルを、家庭や地域全体も含めた大きな意味での食の循環と捉えている。「ごみの排出量を減らす」という計画目標もあり、食べる食育だけでなく、作る～廃棄まで全て含めるもの。

②基本的には第2次計画の評価を行うための設問は、同じ文言としているが、国や県の基本計画や方針に合わせた取組とする必要がある。また、従来は食育に対する関心の設問はないが、関心を持っていただく必要性や、国や県の状況と比較できるように追加した経緯。策定予定の第3次計画については、今回のアンケート内容を踏まえて精査することになるが、表現をこれまでと変更したり、簡易包装や賞味期限という新たな視点を加えたり、さらには食生活の悩みや不安な時の相談先としての市役所が浸透しているか等の設問もある。

議 長 ① アンケート内容は、国や県、他市町村と共通のものか。

事務局 ② 基本的には独自の内容となるが、他市町村というよりは国や県と比較や経年変化を見えやすくするために同様の設問とした部分はある。

関係行政 ③ 今回、第3次計画を策定するに際して、第2次計画の評価はどのようにされ

機関委員 　　る予定か。

事務局 　　： 第2次計画の評価についても、今回のアンケート調査を踏まえて行う予定。過去に本協議会で報告した「令和5年度実施のアンケート」では、目標達成できたのは「こづゆを作る・食べたことのあるこども」と「主食とおかずを組み合わせた食事を自分で用意できるこども」、また「食育関連のホームページアクセス数」ぐらいであり、ほとんどが目標に至っていないことから、継続や改善の必要性を検討しながら、計画に盛り込んで行く予定でいる。

②（仮称）健康づくり推進条例について

・事務局（副部長兼健康増進課長）より資料説明を行い、質疑応答を行った。

【質疑応答】

関係行政
機関委員 　　： 資料20ページの健康寿命の解説において、『要介護2以上を「不健康」として算出する』とあるが、該当する当事者に与える印象を鑑みて、不健康は削除し、『要介護1未満を「健康」として算出する』と修正してはいかがか。

事務局 　　： その通りと考える。提案いただいた内容で修正したい。

各種団体
委員 　　： 条例前文において「健康寿命の延伸に向け、運動などの身体活動や食生活をはじめとした…」との記載があり、食育に関しては第3次計画を策定して推進するものと理解したが、運動やスポーツの推進については具体的にどのように進めていくのか。

平成6年に「健康スポーツ都市宣言」をしていることから、食育計画と同様に、運動やスポーツ分野にも注力いただきたいという視点からの意見。

事務局 　　： まず、この条例における身体活動の位置づけについては、資料20ページにある厚生労働省資料から抜粋した図を確認いただきたい。健康づくり全般における身体活動には、「労働や家事などの生活活動」までも含んだ内容としており、例えば、日常生活における階段の上り下りなどが挙げられる。その段階から運動強度を高めると「余暇を利用した身体活動」などが、さらに高めると「ジョギングなどのいわゆる運動」などが挙げられ、さらに高めると「競技も含めたスポーツ」と段階で区分した構図により、身体活動の解説をしている。

また、運動やスポーツについては、健康づくりの範疇に留まることなく、いわゆるスポーツ推進という視点になると、教育委員会文化スポーツ課で所管する「スポーツ推進基本計画」などを策定して主体的に取り組んでいる状況。

「健康スポーツ都市宣言」なども踏まえて、教育委員会と健康福祉部が連携しながら、取組を進めていくと考えていただければ結構。

議 長 　　： 健康づくり推進条例については、全ての市町村において、この時期に制定するというものなのか。

事務局 　　： 一つ目の案件「食育基本計画」は食育基本法に基づき全ての市町村での策定を目指すものですが、この条例制定については、法定のものではなく市が独自で定めるもの。

議 長 　　： この条例を制定すると、市もしくは市長はどこで、何をどのようにしていくことになるのか。具体的な説明を求めたい。

事務局 　　： 条例制定後すぐ具体的にあれこれやるというものはないが、今後長い期間を

かけて健康づくりを続けていくという、宣言を行うようなものと考えていただきたい。まずは、条例制定したことについて、市政だよりなどにて広く周知を図ることが非常に重要と捉えており、そのうえで健康づくりに関する施策を進めていく予定。医師会、歯科医師会をはじめ、協議会構成の各団体との連携も可能で、具体的な想定はないが、これをステップにして各種事業展開も可能。

③その他

【意見交換】

議長 : 議事全般を通しての意見も含めて、改めて発言があればお願いしたい。

保健医療
団体委員 : ①食育アンケートについて、現在実施中とのことにつき次回に向けての意見となるが、国の食育基本計画策定に際してのアンケートに回答した経験がある。その際、質問の内容に関して詳しい解説が掲載されており、例えば、食育とはこういうものという説明があった。市のアンケートには所々解説はあるものの、細かい配慮に欠けている印象があり、「食育」や「主食・主菜・副菜」は定義や解説がないので、もう少しの配慮で回答がしやすくなると思う。
②条例については、国や県も制定しているので、それらとの兼ね合いや齟齬がないようにする必要があると思う。例えば、保健医療等関係者の役割において「保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮する」とあるが、医師法では「医師は国民の健康に寄与する」とされている。そのまま引用する訳には行かないものの、医師法だけに限らず、他にも国や県で規定しているものも多く存在すると思うがいかがか。

事務局 : ①アンケートについてはおっしゃる通りであり、今後の対応全般において、そのような視点が必要だと把握できたので、注意深く改めていく。
②健康づくりに関する条例については、県や中核市においてそれぞれ制定している状況にあるが、本市としては、齟齬や矛盾に関してはもちろん、あまり押し付けとならないように配慮して文言整理した。市の条例で「健康に寄与する」という表現で、医師会や先生方に強制できるものではないため、異なる柔軟な表現で、矛盾や齟齬がないように配慮したものになっている。

議長 : 会津保健福祉事務所独自の健康づくり対応というものはあるのか。

関係行政
機関委員 : 保健福祉事務所独自の対応は様々だが、文言としてまとめたものはない。

議長 : 県と市の公共的な事業の重複が見受けられるとの情報が入ってくる。決して悪いことではないものの、狭い地域で共存しているので、共通のディスカッション等を通して、共同で実施できないかと時々思うことがある。

事務局 : 日頃より連携をさせてもらっており、例えばイベントでは、昨年の健康まつりは、県の「いきいき健康フォーラム」会津地区開催と共同開催とした。

事務局 : 全体を通してお気づきの点などがあれば、後日電話連絡でも構わないので、事務局までご連絡願います。

※議事終了（議長解任）

(3)その他

5 閉 会